

老人保健施設なんぐん館通所リハビリテーション  
(介護予防通所リハビリテーション) 利用約款

令和2年4月1日

一般社団法人南宇和郡医師会  
老人保健施設なんぐん館

## なんぐん館老人保健施設通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用約款

### (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設なんぐん館（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したのち、令和 年 月 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2及び重要事項説明書（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

### (身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額13万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若

しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
  - ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
  - ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
  - ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
  - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
  - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
  - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、「重要事項説明書」の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日前後に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(褥瘡対策等)

第9条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備します。

(衛生管理)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行います。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第11条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙2「個人情報の利用目的」のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
  - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携。
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
  - ⑥ 介護老人保健施設サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第12条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第13条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第14条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

\*事業所以外に下記の機関の窓口があります。

愛南町高齢者支援課介護保険係

(TEL 0895-72-7325 FAX 0895-72-1215)

愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険課

(TEL 089-968-8700 FAX 089-968-8717)

(賠償責任)

第15条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第16条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

## 別紙1

### 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

#### 1 介護保険証の確認

ご利用の申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

#### 2 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、当施設をご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）が作成されますが、その際、利用者、ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

#### 3 生活サービス

当施設利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

##### (1) 食事

昼食 12時00分～13時00分

夕食 17時30分～18時30分（必要な場合時）

\*食事は原則として食堂でおとりいただきます。

##### (2) 入浴

利用者の入浴は本人の希望とし、実施できない場合は利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

#### 4 他機関・施設との連携

##### (1) 協力医療機関への受診：

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

##### (2) 他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心下さい。

#### 5 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 6 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。 (なんぐん館代表電話；担当 毛利耕平 0895-73-1021)  
(通所リハビリテーション直通電話 0895-73-1034)  
(ファックス番号 0895-73-1116)

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、定期的に施設と家族の皆さんの情報交換会として「家族会」を開催いたしますのでご利用下さい。



## 個人情報の利用目的

老人保健施設なんぐん館では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 1 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

#### (1) 当施設内部での利用目的

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - － 入退所等の管理
  - － 会計・経理
  - － 事故等の報告
  - － 当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### (2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - － 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - － 利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - － 検体検査業務の委託その他の業務委託
  - － 家族への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - － 保険事務の委託
  - － 審査支払機関へのレセプトの提出
  - － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 2 上記以外の利用目的

#### (1) 当施設の内部での利用に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - － 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - － 当施設において行われる学生の実習への協力
  - － 当施設において行われる事例研究

#### (2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - － 外部監査機関への情報提供



老人保健施設なんぐん館 通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション) 利用同意書

老人保健施設なんぐん館通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を利用するにあたり、老人保健施設なんぐん館通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用約款及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解したうえで同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住 所

氏 名

印

〈身元引受人〉

住 所

氏 名

印

老人保健施設なんぐん館  
管理者 伊藤 孝徳 殿

説明者 支援相談員

印

利用者氏名

様

【本約款第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄 )
住 所	
電話番号	

【本約款 12 条 2 項の緊急時及び第 13 条 3 項の事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄 )
住 所	
電話番号	

【本約款 12 条 2 項の緊急時及び第 13 条 3 項の事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄 )
住 所	
電話番号	

【本約款 12 条 2 項の緊急時及び第 13 条 3 項の事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄 )
住 所	
電話番号	

\* 「緊急時の連絡先」は身元引受人以外の方をご記入ください。  
「身元引受人」と「請求書・明細書及び請求書の送付先」が相違する場合は、「緊急時の連絡先」にご記入ください。

## 老人保健施設なんぐん館通所リハビリテーション

### (介護予防通所リハビリテーション) 重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

#### 1 施設の概要

##### (1) 施設の名称等

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| ① 施設名      | 老人保健施設なんぐん館           |
| ② 開設年月日    | 1998年(平成10年)6月1日      |
| ③ 所在地      | 愛媛県南宇和郡愛南町御荘深泥703番地2  |
| ④ 電話番号     | 0895-73-1021          |
| ⑤ ファックス番号  | 0895-73-1116          |
| ⑥ 管理者      | 伊藤孝徳                  |
| ⑦ 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設(3857780435号) |

##### (2) 通所リハビリテーション(介護予防リハビリテーション)についての概要

通所リハビリテーション(介護予防リハビリテーション)については、要介護者(介護予防リハビリテーションにあつては要支援者)及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、当施設をご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画(介護予防リハビリテーション計画)が作成されますが、その際、利用者、ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意を頂くようになります。

当施設利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	業 務 内 容
施設長（医師）	1 （兼務）	施設の運営管理の統括、入所者等の疾病の治療、保健衛生管理及び職員の保健衛生に関する技術指導に従事します。
看護職員	常勤換算 1.2 以上	利用者の心身の状況に照らして適切な看護並びに日常生活上のケアに従事します。
介護職員	常勤換算 10 以上	医学的管理に下における日常生活の介護及び相談指導に従事します。
理学療法士	リハビリ 3 種で	基本動作訓練・集団体操等を通じて機能維持を図り日常生活の自立を支援します。
作業療法士	常勤換算 1.2 以上	日常生活動作訓練・レクリエーション等を通じ、精神的ケアや日常生活支援に努めます。
言語聴覚士	（兼務あり）	言語・聴覚、摂食・嚥下の問題がある方に対し、専門的に対応し支援します。
管理栄養士	1 （兼務）	利用者の栄養及び給食の管理指導に従事します。

(4) 営業日及び営業時間

- ① 12月31日から1月3日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とします。
- ② 営業時間は、8時15分から17時15分までとします。
- ③ サービス提供時間は、10時から15時30分までとします。

(5) 通所定員 1ユニット20名×2（40名）

(6) 通常の送迎の実施地域 南宇和郡愛南町

2 サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 通所リハビリテーション計画（介護予防リハビリテーション計画）の立案
- (3) 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
昼食 12:00～13:00
- (4) 入浴（一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）  
利用者の希望でご利用いただきます。ただし、利用者の心身の状態に応じて清拭となる場合があります。
- (5) 医学的管理・看護
- (6) 介護
- (7) 機能訓練（リハビリテーション）
- (8) 相談援助サービス
- (9) 栄養状態の管理
- (10) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (11) その他
  - \* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい
  - \* 介護保険証の確認、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### 3. 利用料金

#### (1) 基本料金 (介護給付)

利用者のご負担は、介護保険負担割合証に記載された負担割合の自己負担分です。

- ① 施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要支援及び要介護の程度並びに利用時間によって利用料が異なります。以下は、1割負担の場合の1日あたりの自己負担分です。)

##### [2時間以上3時間未満]

・要介護1	383円
・要介護2	439円
・要介護3	498円
・要介護4	555円
・要介護5	612円

##### [3時間以上4時間未満]

・要介護1	486円
・要介護2	565円
・要介護3	643円
・要介護4	743円
・要介護5	842円

##### [4時間以上5時間未満]

・要介護1	553円
・要介護2	642円
・要介護3	730円
・要介護4	844円
・要介護5	957円

##### [5時間以上6時間未満]

・要介護1	622円
・要介護2	738円
・要介護3	852円
・要介護4	987円
・要介護5	1,120円

##### [6時間以上7時間未満]

・要介護1	715円
・要介護2	850円
・要介護3	981円
・要介護4	1,137円
・要介護5	1,290円

##### [7時間以上8時間未満]

・要介護1	762円
・要介護2	903円
・要介護3	1,046円
・要介護4	1,215円
・要介護5	1,379円

加算項目	1割負担額	備考
サービス提供 体制加算（I）	22円 ／回	事業所のサービス向上のため、必要な人員配置を図っている場合
リハビリテーション マネジメント加算 （イ）	560円 ／月	同意日の属する月から6月以内 個別にリハビリ実施計画の策定を行い1月または3月に1回リハビリ テーション会議を開催しリハビリテーション計画書を理学療法士、作業 療法士、言語聴覚士が説明した場合
	240円 ／月	上記要件で同意日の属する月から6月超
リハビリテーション マネジメント加算 （ロ）	593円 ／月	同意日の属する月から6月以内（A）イに加えリハビリテーション計 画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合
	273円 ／月	上記要件で同意日の属する月から6月超
短期集中個別リハビリ テーション実施加算	110円 ／日	退院（所）日又は認定日から起算して3月以内に概ね1週間に2日以上 実施するとともに、1日当たり40分以上実施した場合
中重度ケア体制加算	20円 ／日	前年度または算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち、要介護 3、4、5以上が占める割合が3割以上であること
重度療養管理加算	100円 ／日	別に厚生労働省が定める状態にある利用者（要介護3、4、5に限る） に対して、計画的な医学管理のもと、通所リハビリテーションを行った 場合
若年性認知症 利用者受入加算	60円 ／日	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること
認知症短期集中リハビリ テーション実施加算 （I）	240円 ／日	認知症であると医師が判断した者に、退院（所）日又は通所開始日から起 算して3月以内に個別のリハビリを概ね1週間に2日を限度に20分以 上実施した場合に算定
入浴介助加算 （I）	40円 ／日	入浴介助を行った場合
退院時共同指導 加算	600円 ／回	病院の退院前カンファレンスに通所リハビリテーションの医師、理学療 法士、作業療法士、言語聴覚士が参加し退院時共同作業を行った場合
送迎を行わない場合 （片道）	▲47円 ／回	居宅と事業所との間の送迎を行わなかった場合
科学的介護推進 体制加算	40円 ／月	利用者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等 に係る基本情報を厚生労働省に提出している場合
介護職員等処遇改善 加算（I）	所定単位数に8.6%を乗じた単位数	





#### 4 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

##### (1) 協力医療機関

- ・名称 愛媛県立南宇和病院
- ・住所 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2433 番地-1

##### (2) 協力歯科医療機関

- ・名称 南宇和郡歯科医師会
- ・住所 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2227 番地-2

##### (3) 他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

#### 5 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「老人保健施設なんぐん館通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 6 施設利用にあたっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- (1) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止しています。
- (2) 他利用者への迷惑行為
- (3) 面会（場合によってはその都度対応いたします。）
- (4) 外出（場合によってはその都度対応いたします。）
- (5) 飲酒・喫煙
- (6) 火気の取り扱い
- (7) 設備・備品の利用
- (8) 所持品・備品等の持ち込み
- (9) 金銭・貴重品の管理
- (10) ペットの持ち込み

※以上に関しては、別途資料（通所のご案内）をご覧ください。

#### 7 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自家発電機等
- ・防災訓練 年2回

#### 8 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。